

黒石市人事行政の運営等の状況の公表

黒石市では、公務員制度の公平性、透明性の確保などを目的に、黒石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づいて平成17年度から職員の採用、退職、職員数、勤務時間や職員給与に関する情報を公表しています。

今年度も、給与、定員管理の状況に加え、職員の任免、勤務時間、勤務条件、分限・懲戒処分の状況など、市職員の人事制度全般について市民の皆さんにお知らせします。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員数及び職員の採用の状況

職種	採用者数 (R6.4.2 ～R7.4.1) (人)	R6.4.1 職員数 (人)	R7.4.1 職員数 (人)	増減 (人)
一般行政職	12	280	275	▲5
医師職	4	22	19	▲3
医療技術職	0	45	45	0
看護・保健職	7	161	162	1
技能労務職	0	10	10	0
教育職	1	5	4	▲1
合計	24	523	515	▲8

(2) 会計年度任用職員（フルタイム）

令和6年4月1日現在のフルタイム会計年度任用職員は8人

※黒石病院5人含む

令和7年4月1日現在のフルタイム会計年度任用職員は8人

※黒石病院5人含む

(3) 退職者の状況

(令和6年度)

定年退職 (人)	早期退職 募集制度 による退 職(人)	勧奨退職 (人)	普通退職 (人)	死亡退職 (人)	その他 (人)	合計 (人)
4	2	0	26	0	0	32

(注) 令和5年度から定年年齢が2年ごとに1歳ずつ引き上がり、令和13年度に65歳定年となります。引上げの期間中は、定年退職者のいない年が1年おきにあります。

※普通退職には、60歳退職者を含みます。

(4) 職員採用候補者試験の実施状況

(令和6年度)

試験職種			受験者 (人)	第1次 試験合 格者数 (人)	第2次 試験合 格者数 (人)	第3次 試験合 格者数 (人)	倍率
市役所	社会人	一般行政（上級）	5	2	0	0	-
		一般行政（初級）	9	3	3	3	3.3
		保健師	2	2	2	1	1.0
	A日程	一般行政（上級）	35	12	6	4	16.3
		保健師	4	3	3	3	2.0
		土木（上級）	0	0	0	0	-
		建築（上級）	1	1	0	0	-
	B日程	一般行政（初級）	12	10	5	5	3.2
		土木（初級）	0	0	0	0	-
		建築（初級）	0	0	0	0	-
黒石病院	5・6月	看護師（県共同試験）	1	1			1.0
		薬剤師	0	-			-
	6月	看護師	2	2			1.0
		薬剤師	0	-			-
		理学療法士	0	-			-
		作業療法士	0	-			-
		社会福祉士	0	-			-
		看護師	1	1			1.0

(5) 職員数に関する状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政	議会	6	6	0	
	総務企画	70	70	0	
	税務	28	27	▲1	育休代替解除
	労働	1	1	0	
	農林水産	21	20	▲1	退職者不補充
	商工	16	15	▲1	指定管理施設への切替えに伴う業務体制の見直し
	土木	23	22	▲1	退職者不補充
	民生	30	32	2	子ども子育て支援関係
	衛生	20	17	▲3	退職者不補充、 新型コロナウイルス対策関係
	小計	215	210	▲5	
特別行政	教育	39	39	0	
普通会計 計		254	249	▲5	
公営企業等	病院	229	226	▲3	退職による
	水道	8	8	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	28	28	0	
	小計	269	266	▲3	
合 計		523	515	▲8	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含みます。

② 職員数の推移

(各年4月1日現在、単位:人)

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
526	523	524	512	519	522	522	523	515

③ 年齢別職員構成の状況

(各年 4月 1日現在)

年齢区分	令和 6年		令和 7年	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
20 歳未満	7	1.3	7	1.4
20 歳～23 歳	28	5.4	30	5.8
24 歳～27 歳	33	6.3	40	7.8
28 歳～31 歳	48	9.2	34	6.6
32 歳～35 歳	69	13.2	68	13.2
36 歳～39 歳	50	9.6	47	9.1
40 歳～43 歳	44	8.4	39	7.6
44 歳～47 歳	60	11.5	62	12.0
48 歳～51 歳	63	12	63	12.2
52 歳～55 歳	70	13.4	62	12.0
56 歳～59 歳	43	8.2	51	9.9
60 歳以上	8	1.5	12	2.3
計	523	100	515	99.9

(注) 構成比は四捨五入しているため、合計は必ずしも 100%になりません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口 R7.3.31 現在	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5 年度の 人件費率
6 年度	人 30,232	千円 20,746,540	千円 1,058,693	千円 2,336,200	% 11.3	% 10.5

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6 年度	人 254	千円 842,381	千円 137,823	千円 363,223	千円 1,343,427	千円 5,289

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和 6年 4月 1日現在の普通会計の職員の人数です。

(フルタイム会計年度任用職員)

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 3	千円 7,956	千円 1,950	千円 3,016	千円 12,922

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の普通会計の職員の人数です。

(3) 財政再建へ向けての職員給与減額措置

黒石市では厳しい財政事情を背景に、これまでさまざまな職員給与の減額に取り組んできました。平成16年度からは「黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例」を制定し、一般職の職員の給料を減額してきました。

施行期日	項目	主な削減内容
H16. 4. 1	管理職手当	支給率の引下げ 部長 11% → 9% 理事 10% → 8% 課長 9% → 7% 参事 8% → 6% 課長補佐 7% → 5% 主幹 6% → 5%
H16. 4. 1	期末勤勉手当	期末勤勉手当を役職加算の区分により削減 役職加算割合が15%の職員 支給額の8%を削減 〃 10% 〃 7% 〃 〃 5%又は0 〃 6% 〃
H16. 10. 1	管理職手当	支給率の引下げ及び課長補佐級への支給の廃止 部長 9% → 4% 理事 8% → 4% 課長 7% → 3% 参事 6% → 3% 課長補佐 5% → 廃止 主幹 5% → 廃止
H17. 4. 1	給料	給料月額の5%を減額
	期末勤勉手当	期末勤勉手当を役職加算の区分により削減 役職加算割合が15%の職員 支給額の20%を削減 〃 10% 〃 18% 〃 〃 5%又は0 〃 15% 〃
H18. 4. 1	給料	給料月額の5%を減額
	期末勤勉手当	期末勤勉手当を役職加算の区分により削減 役職加算割合が15%の職員 支給額の18%を削減 〃 10% 〃 15% 〃 〃 5%又は0 〃 10% 〃
H19. 4. 1	給料 期末勤勉手当	給料月額の5%減額のほか、期末・勤勉手当の削減水準を前年度と同様に継続
H19. 7. 1	管理職手当	支給水準を引き下げ及び定額化。 部長・理事 4% → 8,000円 課長・参事 3% → 5,000円 ※黒石病院に勤務する医師などの医療職の管理職員を除く。
H19. 10. 1	特殊勤務手当	以下の手当月額を半減 税務手当(賦課事務) 3,500円 → 1,750円 (徴収事務) 4,000円 → 2,000円 感染症防疫作業手当 廃止 福祉業務現業手当 5,000円 → 2,500円

		火葬場勤務手当 4,500 円 → 2,250 円																										
H20. 4. 1	特殊勤務手当 給料の削減	<p>黒石病院に勤務する職員以外に支給する当該手当を廃止</p> <p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の 8 %削減</p> <p>2. その他の職員 (1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級 1 , 2 級</td><td>8 %削減</td></tr> <tr><td>〃 3 級</td><td>9 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 4 級</td><td>1 0 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 5 級</td><td>1 1 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 6 級</td><td>1 2 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 7 級</td><td>1 3 % 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級 1 , 2 , 3 級</td><td>8 %削減</td></tr> <tr><td>〃 4 級</td><td>9 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 5 級</td><td>1 0 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 6 級</td><td>1 1 % 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級 1 , 2 , 3 級</td><td>8 %削減</td></tr> <tr><td>〃 4 級</td><td>9 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 5 級</td><td>1 0 % 〃</td></tr> </tbody> </table>	職務の級 1 , 2 級	8 %削減	〃 3 級	9 % 〃	〃 4 級	1 0 % 〃	〃 5 級	1 1 % 〃	〃 6 級	1 2 % 〃	〃 7 級	1 3 % 〃	職務の級 1 , 2 , 3 級	8 %削減	〃 4 級	9 % 〃	〃 5 級	1 0 % 〃	〃 6 級	1 1 % 〃	職務の級 1 , 2 , 3 級	8 %削減	〃 4 級	9 % 〃	〃 5 級	1 0 % 〃
職務の級 1 , 2 級	8 %削減																											
〃 3 級	9 % 〃																											
〃 4 級	1 0 % 〃																											
〃 5 級	1 1 % 〃																											
〃 6 級	1 2 % 〃																											
〃 7 級	1 3 % 〃																											
職務の級 1 , 2 , 3 級	8 %削減																											
〃 4 級	9 % 〃																											
〃 5 級	1 0 % 〃																											
〃 6 級	1 1 % 〃																											
職務の級 1 , 2 , 3 級	8 %削減																											
〃 4 級	9 % 〃																											
〃 5 級	1 0 % 〃																											
	期末勤勉手当	期末・勤勉手当の削減水準を前年度と同様に継続																										
H21. 4. 1	給料 期末勤勉手当	給料月額、期末・勤勉手当の削減水準を前年度と同様に継続																										
H21. 6. 30	期末勤勉手当 の削減緩和	<p>期末勤勉手当の支給割合削減（期末 0.15 減・勤勉 0.05 減）に伴 い次のとおり削減率を緩和</p> <p>役職加算割合が 1 5 %の職員 支給額の 8 %を削減</p> <table> <tbody> <tr><td>〃 1 0 %</td><td>〃</td><td>〃 5 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 5 %又は 0</td><td>〃</td><td>〃 0 % 〃</td></tr> </tbody> </table>	〃 1 0 %	〃	〃 5 % 〃	〃 5 %又は 0	〃	〃 0 % 〃																				
〃 1 0 %	〃	〃 5 % 〃																										
〃 5 %又は 0	〃	〃 0 % 〃																										
H21. 12. 10	期末勤勉手当 の削減緩和	<p>期末勤勉手当の支給割合削減（期末 0.1 減）に伴い次のとおり削 減率を緩和</p> <p>役職加算割合が 1 5 %の職員 支給額の 9 %を削減</p> <table> <tbody> <tr><td>〃 1 0 %</td><td>〃</td><td>〃 6 % 〃</td></tr> <tr><td>〃 5 %又は 0</td><td>〃</td><td>〃 1 % 〃</td></tr> </tbody> </table>	〃 1 0 %	〃	〃 6 % 〃	〃 5 %又は 0	〃	〃 1 % 〃																				
〃 1 0 %	〃	〃 6 % 〃																										
〃 5 %又は 0	〃	〃 1 % 〃																										

H22. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の 7.76%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 級</td><td>7.76% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>9.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>10.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>11.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>12.76% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>7.76% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>9.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>10.76% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>7.76% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>9.76% 〃</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1 , 2 級	7.76% 削減	〃	3 級	8.76% 〃	〃	4 級	9.76% 〃	〃	5 級	10.76% 〃	〃	6 級	11.76% 〃	〃	7 級	12.76% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	7.76% 削減	〃	4 級	8.76% 〃	〃	5 級	9.76% 〃	〃	6 級	10.76% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	7.76% 削減	〃	4 級	8.76% 〃	〃	5 級	9.76% 〃
職務の級	1 , 2 級	7.76% 削減																																							
〃	3 級	8.76% 〃																																							
〃	4 級	9.76% 〃																																							
〃	5 級	10.76% 〃																																							
〃	6 級	11.76% 〃																																							
〃	7 級	12.76% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	7.76% 削減																																							
〃	4 級	8.76% 〃																																							
〃	5 級	9.76% 〃																																							
〃	6 級	10.76% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	7.76% 削減																																							
〃	4 級	8.76% 〃																																							
〃	5 級	9.76% 〃																																							
H23. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の 7%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 級</td><td>7% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>10% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>11% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>12% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>7% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>10% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>7% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>9% 〃</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1 , 2 級	7% 削減	〃	3 級	8% 〃	〃	4 級	9% 〃	〃	5 級	10% 〃	〃	6 級	11% 〃	〃	7 級	12% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	7% 削減	〃	4 級	8% 〃	〃	5 級	9% 〃	〃	6 級	10% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	7% 削減	〃	4 級	8% 〃	〃	5 級	9% 〃
職務の級	1 , 2 級	7% 削減																																							
〃	3 級	8% 〃																																							
〃	4 級	9% 〃																																							
〃	5 級	10% 〃																																							
〃	6 級	11% 〃																																							
〃	7 級	12% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	7% 削減																																							
〃	4 級	8% 〃																																							
〃	5 級	9% 〃																																							
〃	6 級	10% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	7% 削減																																							
〃	4 級	8% 〃																																							
〃	5 級	9% 〃																																							

H24. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の 5%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>10% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>7% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>7% 〃</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1 , 2 級	5%削減	〃	3 級	6% 〃	〃	4 級	7% 〃	〃	5 級	8% 〃	〃	6 級	9% 〃	〃	7 級	10% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	5%削減	〃	4 級	6% 〃	〃	5 級	7% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	5%削減	〃	4 級	6% 〃	〃	5 級	7% 〃			
職務の級	1 , 2 級	5%削減																																							
〃	3 級	6% 〃																																							
〃	4 級	7% 〃																																							
〃	5 級	8% 〃																																							
〃	6 級	9% 〃																																							
〃	7 級	10% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	5%削減																																							
〃	4 級	6% 〃																																							
〃	5 級	7% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	5%削減																																							
〃	4 級	6% 〃																																							
〃	5 級	7% 〃																																							
H24. 12. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の 3%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>9% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>6% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>5% 〃</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1 , 2 級	3%削減	〃	3 級	4% 〃	〃	4 級	5% 〃	〃	5 級	6% 〃	〃	6 級	7% 〃	〃	7 級	9% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	3%削減	〃	4 級	4% 〃	〃	5 級	5% 〃	〃	6 級	6% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	3%削減	〃	4 級	4% 〃	〃	5 級	5% 〃
職務の級	1 , 2 級	3%削減																																							
〃	3 級	4% 〃																																							
〃	4 級	5% 〃																																							
〃	5 級	6% 〃																																							
〃	6 級	7% 〃																																							
〃	7 級	9% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	3%削減																																							
〃	4 級	4% 〃																																							
〃	5 級	5% 〃																																							
〃	6 級	6% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	3%削減																																							
〃	4 級	4% 〃																																							
〃	5 級	5% 〃																																							

H25. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の4%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>9% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>6% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>6% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1 , 2 級	4%削減	〃	3 級	5% 〃	〃	4 級	6% 〃	〃	5 級	7% 〃	〃	6 級	8% 〃	〃	7 級	9% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	4%削減	〃	4 級	5% 〃	〃	5 級	6% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	4%削減	〃	4 級	5% 〃	〃	5 級	6% 〃						
職務の級	1 , 2 級	4%削減																																										
〃	3 級	5% 〃																																										
〃	4 級	6% 〃																																										
〃	5 級	7% 〃																																										
〃	6 級	8% 〃																																										
〃	7 級	9% 〃																																										
職務の級	1 , 2 , 3 級	4%削減																																										
〃	4 級	5% 〃																																										
〃	5 級	6% 〃																																										
職務の級	1 , 2 , 3 級	4%削減																																										
〃	4 級	5% 〃																																										
〃	5 級	6% 〃																																										
H26. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の3%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2 級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>9% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>6% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>5% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1 級	0%削減	〃	2 級	2% 〃	〃	3 級	4% 〃	〃	4 級	5% 〃	〃	5 級	6% 〃	〃	6 級	8% 〃	〃	7 級	9% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	3%削減	〃	4 級	4% 〃	〃	5 級	5% 〃	〃	6 級	6% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	3%削減	〃	4 級	4% 〃	〃	5 級	5% 〃
職務の級	1 級	0%削減																																										
〃	2 級	2% 〃																																										
〃	3 級	4% 〃																																										
〃	4 級	5% 〃																																										
〃	5 級	6% 〃																																										
〃	6 級	8% 〃																																										
〃	7 級	9% 〃																																										
職務の級	1 , 2 , 3 級	3%削減																																										
〃	4 級	4% 〃																																										
〃	5 級	5% 〃																																										
〃	6 級	6% 〃																																										
職務の級	1 , 2 , 3 級	3%削減																																										
〃	4 級	4% 〃																																										
〃	5 級	5% 〃																																										
H27. 4. 1	給料の削減継続	給料の削減水準を前年度と同様に継続																																										
H28. 4. 1	給料の削減継続	給料の削減水準を前々年度と同様に継続																																										

H29. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 2%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2 級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>8% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2, 3 級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>5% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2, 3 級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>4% 〃</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1 級	0% 削減	〃	2 級	1% 〃	〃	3 級	3% 〃	〃	4 級	4% 〃	〃	5 級	5% 〃	〃	6 級	7% 〃	〃	7 級	8% 〃	職務の級	1 級	0% 削減	〃	2, 3 級	1% 〃	〃	4 級	3% 〃	〃	5 級	4% 〃	〃	6 級	5% 〃	職務の級	1 級	0% 削減	〃	2, 3 級	1% 〃	〃	4 級	3% 〃	〃	5 級	4% 〃
職務の級	1 級	0% 削減																																																
〃	2 級	1% 〃																																																
〃	3 級	3% 〃																																																
〃	4 級	4% 〃																																																
〃	5 級	5% 〃																																																
〃	6 級	7% 〃																																																
〃	7 級	8% 〃																																																
職務の級	1 級	0% 削減																																																
〃	2, 3 級	1% 〃																																																
〃	4 級	3% 〃																																																
〃	5 級	4% 〃																																																
〃	6 級	5% 〃																																																
職務の級	1 級	0% 削減																																																
〃	2, 3 級	1% 〃																																																
〃	4 級	3% 〃																																																
〃	5 級	4% 〃																																																
H30. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 2%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>7% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>4% 〃</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table> <tbody> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3 級</td><td>0% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>3% 〃</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	1, 2 級	0% 削減	〃	3 級	2% 〃	〃	4 級	3% 〃	〃	5 級	4% 〃	〃	6 級	6% 〃	〃	7 級	7% 〃	職務の級	1, 2, 3 級	0% 削減	〃	4 級	2% 〃	〃	5 級	3% 〃	〃	6 級	4% 〃	職務の級	1, 2, 3 級	0% 削減	〃	4 級	2% 〃	〃	5 級	3% 〃									
職務の級	1, 2 級	0% 削減																																																
〃	3 級	2% 〃																																																
〃	4 級	3% 〃																																																
〃	5 級	4% 〃																																																
〃	6 級	6% 〃																																																
〃	7 級	7% 〃																																																
職務の級	1, 2, 3 級	0% 削減																																																
〃	4 級	2% 〃																																																
〃	5 級	3% 〃																																																
〃	6 級	4% 〃																																																
職務の級	1, 2, 3 級	0% 削減																																																
〃	4 級	2% 〃																																																
〃	5 級	3% 〃																																																

H31.4.1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 1.5%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3 級</td><td>〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>2%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>6% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>2%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>3% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 , 2 , 3 級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4 級</td><td>〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>2% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1 , 2 級	削減無し	〃	3 級	〃	〃	4 級	2%削減	〃	5 級	3% 〃	〃	6 級	5% 〃	〃	7 級	6% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	削減無し	〃	4 級	〃	〃	5 級	2%削減	〃	6 級	3% 〃	職務の級	1 , 2 , 3 級	削減無し	〃	4 級	〃	〃	5 級	2% 〃
職務の級	1 , 2 級	削減無し																																							
〃	3 級	〃																																							
〃	4 級	2%削減																																							
〃	5 級	3% 〃																																							
〃	6 級	5% 〃																																							
〃	7 級	6% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	削減無し																																							
〃	4 級	〃																																							
〃	5 級	2%削減																																							
〃	6 級	3% 〃																																							
職務の級	1 , 2 , 3 級	削減無し																																							
〃	4 級	〃																																							
〃	5 級	2% 〃																																							
R2.4.1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 1.5%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 ~ 4 級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5 級</td><td>2% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7 級</td><td>5% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 ~ 5 級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6 級</td><td>2% 削減</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1 ~ 5 級</td><td>削減無し</td></tr> </table>	職務の級	1 ~ 4 級	削減無し	〃	5 級	2% 削減	〃	6 級	4% 〃	〃	7 級	5% 〃	職務の級	1 ~ 5 級	削減無し	〃	6 級	2% 削減	職務の級	1 ~ 5 級	削減無し																		
職務の級	1 ~ 4 級	削減無し																																							
〃	5 級	2% 削減																																							
〃	6 級	4% 〃																																							
〃	7 級	5% 〃																																							
職務の級	1 ~ 5 級	削減無し																																							
〃	6 級	2% 削減																																							
職務の級	1 ~ 5 級	削減無し																																							
R3.4.1	給料の削減無し																																								

(4) ラスパイレス指数の状況

(一般行政職、各年 4月 1日現在)

平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
87.9	88.8	89.4	90.5	91.1	92.1	93.9	93.5	93.3	93.5

(注) この指標は、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の黒石市の一般行政職の職員の給与水準を示す指標です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
	歳	円	円	円
黒石市	40.6	304,215	345,411	323,585
国	41.9	332,237	—	414,480
青森県	42.5	321,300	384,183	349,835

② 技能労務職

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
	歳	人	円	円	円
黒石市	54.0	10	336,150	357,312	349,390
うち用務員	57.9	4	354,750	369,200	369,200
うち自動車運転手	51.4	6	323,750	349,387	336,183
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907
青森県	54.1	211	305,500	342,029	321,950

- (注) 1 「平均給料月額」は令和 7 年 4 月 1 日現在の各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		黒石市	国
一般行政職	大学卒	円 225,600	円 220,000
	高校卒	194,500	188,000

(7) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満		経験年数 20年以上 25年未満
		円 271,500	円 288,500	円 338,100
一般行政職	大学卒	円 248,500	円 260,600	円 299,900
	高校卒	-	円 292,700	円 291,100

(8) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区分	標準的職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	部長、理事	人 9	% 3.5	円 408,300	円 450,900
6級	課長、参事	29	11.2	355,200	415,700
5級	課長補佐	30	11.5	321,300	398,200
4級	主幹	18	6.9	298,800	389,300
3級	係長、主査	50	19.2	265,300	354,700
2級	主任主事、主任技師	55	21.2	230,000	308,500
1級	主事、技師、主事補、 技師補	69	26.5	183,500	258,100

(注) 1 黒石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当

黒石市	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,426千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.05月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~20%) ・管理職加算(10~25%)

② 退職手当

黒石市	国																																	
<p>○支給率 (月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>応募認定・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695</td> <td>24.586875</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395</td> <td>33.27075</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575</td> <td>47.709</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709</td> <td>47.709</td> </tr> <tr> <td>1人当たりの平均支給額</td> <td>2,016千円</td> <td>21,258千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整額を合計した額(月額0円~59,550円) 他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)</p>		自己都合	応募認定・定年	勤続20年	19.6695	24.586875	勤続25年	28.0395	33.27075	勤続35年	39.7575	47.709	最高限度額	47.709	47.709	1人当たりの平均支給額	2,016千円	21,258千円	<p>○支給率 (月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>応募認定・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695</td> <td>24.586875</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395</td> <td>33.27075</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575</td> <td>47.709</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709</td> <td>47.709</td> </tr> </tbody> </table> <p>・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整額を合計した額(月額0円~95,400円) 他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)</p>		自己都合	応募認定・定年	勤続20年	19.6695	24.586875	勤続25年	28.0395	33.27075	勤続35年	39.7575	47.709	最高限度額	47.709	47.709
	自己都合	応募認定・定年																																
勤続20年	19.6695	24.586875																																
勤続25年	28.0395	33.27075																																
勤続35年	39.7575	47.709																																
最高限度額	47.709	47.709																																
1人当たりの平均支給額	2,016千円	21,258千円																																
	自己都合	応募認定・定年																																
勤続20年	19.6695	24.586875																																
勤続25年	28.0395	33.27075																																
勤続35年	39.7575	47.709																																
最高限度額	47.709	47.709																																

(注) 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績 (5年度普通会計決算)	58,161千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度普通会計決算)	268千円
支給実績 (6年度普通会計決算)	63,145千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度普通会計決算)	285千円

④ その他の手当（普通会計決算）

(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度普通会計決算) (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (円)
扶養手当	配偶者や子等を扶養している職員に支給 ○配偶者 3,000 円 ○子 11,500 円 ○父母等 6,500 円 ＊子が満16歳～22歳の加算 5,000 円	同	—	23,177	227,225
通勤手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給 交通機関利用の場合実費最高限度額 55,000 円 自動車等利用者 片道2km以上 2,000 円 片道60km以上 31,600 円	同	—	9,973	73,331
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 借家(借間)の場合の支給限度額 27,000 円	異	国限度額 28,000円	12,534	313,350
管理職手当	部長の職員 40,000 円 理事の職員 30,000 円 課長の職員 25,000 円 参事の職員 15,000 円	—	—	11,938	385,097

(10) 特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		給料月額等
給 料	市 長	800,000 円
	副市長	650,000 円
議員報酬	議 長	414,000 円
	副議長	382,000 円
	議 員	345,000 円
期末手当	市 長 副市長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分
	議 長 副議長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.40 月分
退職手当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×45.5/100 17,472,000 円 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×26.5/100 8,268,000 円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職務の級の職制上の段階ごとの職員数の状況

(1) 紹介条例適用職員の状況

(令和7年4月1日現在)

①行政職給料表 ※企業職員を除く

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	(職名)	(人)	(人)	(%)	(段階)
1級	主事、技師、社会福祉主事、社会教育主事、学芸員、主事補又は技師補の職務	64	25.8	主事	53	142	57.3	係員級
				技師	4			
				社会福祉主事	0			
				主事補	7			
				技師補	0			
2級	主任主事、主任技師、主任社会福祉主事、主任社会教育主事又は主任学芸員の職務	54	21.8	主任主事	48	21	8.5	係長級
				主任技師				
				主任社会福祉主事	5			
				主任学芸員	1			
3級	係長、査察指導員又は主査の職務	45	18.1	主査	24	21	8.5	係長級
				係長	21			
4級	主幹の職務	18	7.3	主幹	18	48	19.4	課長補佐級
5級	1 課長補佐、次長補佐、室長補佐、所長補佐、指導主事又は館長補佐の職務 2 議会事務局次長補佐、農業委員会事務局長補佐、監査委員事務局長補佐又は選挙管理委員会事務局長補佐の職務	30	12.1	課長補佐	26			
				所長補佐				
				室長補佐				
				指導主事	2			
				議会事務局次長補佐	1			
				農業委員会事務局長補佐	1			
				監査委員事務局長補佐				
6級	1 会計管理者、課長、室長、所長、館長、主任指導主事又は参事の職務 2 議会事務局次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長又は選挙管理委員会事務局長の職務	28	11.3	会計管理者	1	28	11.3	課長級
				課長	20			
				室長	2			
				主任指導主事	1			
				参事	1			
				議会事務局次長	1			
				監査委員事務局長	1			
7級	部長、福祉事務所長、議会事務局長、推進監又は理事の職務	9	3.6	選挙管理委員会事務局長	1	9	3.6	部長級
				部長	6			
				福祉事務所長	1			
				議会事務局長	1			
合 計		248	100.0		248	248	100.1	

②医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(職名)	(人)
1級	管理栄養士又は栄養士の職務	0	0.0		
2級	困難な業務を行う管理栄養士又は栄養士の職務	0	0.0		
3級	1 係長又は主査の職務 2 主任管理栄養士又は主任栄養士の職務	0	0.0		
4級	1 課長補佐又は主幹の職務 2 主幹管理栄養士又は主幹栄養士の職務	1	100.0	主幹管理栄養士	1
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う主幹管理栄養士又は主幹栄養士の職務	0	0.0		
6級	部長の職務	0	0.0		
合 計		1	100.0		1

③医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(職名)	(人)
1級	保健師又は助産師の職務	0	0.0		
2級	困難な業務を行う保健師又は助産師の職務	10	55.6	保健師	10
				助産師	
3級	1 係長又は主査の職務 2 主任保健師又は主任助産師の職務	6	33.3	主査	0
				係長	4
				主任保健師	1
				主任助産師	1
4級	1 課長補佐、所長補佐又は主幹の職務 2 主幹保健師又は主幹助産師の職務	1	5.5	主幹保健師	1
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う主幹保健師又は主幹助産師の職務	1	5.6	主幹保健師	1
6級	部長の職務	0	0.0		
合 計		18	100.0		18

(2) 技能労務職員の状況

(令和7年4月1日現在)

○技能職員等給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(職名)	(人)
1級	技能技師、技能主事の職務	0	0.0		
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事の職務	0	0.0		
3級	副主任技能技師、副主任技能主事の職務	1	10	副主任技能技師	1
4級	主任技能技師、主任技能主事の職務	2	20	主任技能技師	2
5級	主幹技能技師、主幹技能主事の職務	7	70	主幹技能技師	3
合 計		10	100.0	主幹技能主事	4
					10

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等

	勤務時間		休憩時間	勤務を要する日など
	始業時刻	終業時刻		
通常の場合	8：15	17：00		
早出勤務	7：45	16：30	12：00～ 13：00	毎週 月曜日から金曜日 7時間45分／日 38時間45分／週
遅出勤務	8：45	17：30		

(注) 本庁以外の勤務場所では、これらとは異なる勤務形態の場合があります。

(2) 職員の休暇制度

休暇の種類		休暇の内容、日数等
有給	年次有給休暇	1年につき、20日付与 その年に使用しなかった日数がある場合には、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越しが可能
	病気休暇	<p>① 結核性疾患で、長期の療養又は休養を認めたもの 連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間</p> <p>② 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病 連続する180日以内の期間において最小限度必要と認める期間</p> <p>③ 精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めるもの 連続する180日以内の期間において最小限度必要と認める期間</p> <p>④ 生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性職員が申し出たもの 原則として2日以内の期間</p> <p>⑤ ①、②、③、④以外の疾病（妊娠に起因する障害を含む。）又は負傷 連続する90日以内の期間において最小限度必要と認める期間</p>
	選挙等休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
	裁判員等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭する場合 必要と認められる期間
	骨髓移植休暇	骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合 必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1年のにおいて5日以内
	結婚休暇	職員が結婚する場合 週休日、休日及び代休日を除いて5日の範囲内の期間
	出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合 1年のにおいて5日以内 当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては10日
	産前休暇 産後休暇	出産予定日までの8週間の範囲内で申し出た期間 出産日の翌日から8週間
	育児休暇	生後1年6月に達しない子を育てるために申し出た場合 1日2回、30分以内の申し出た期間
	配偶者出産休暇	妻が出産する場合 3日以内（出産後2週間以内において）

休暇の種類		休暇の内容、日数等
有 給	特別 休 暇	妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠は14週間）前から、子が1歳に達するまでの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合 当該期間内において5日以内
	子の看護休暇	中学校就学前の子又は孫を養育する職員が、その子又は孫の看護又は疾病予防を図るために必要な世話、式典行事への参加により勤務しないことが相当であると認められる場合 1年において5日以内（2人以上の場合にあっては10日以内）
	忌引休暇	親族が死亡した場合 続柄等により1～10日以内
	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のある配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護その他の世話をを行う場合 1年において5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
	祭日休暇	父母又は配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合 1日（死亡後15年以内に行われるものに限る。）
	夏季休暇	6月から10月までの期間内で、原則として連続する5日以内
	現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合 必要と認められる期間
	退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合 必要と認められる期間
無 給	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合 連続する6月の期間内において必要と認められる期間
	介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合 連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
	組合休暇	職員団体の業務に従事する場合 1年に最大30日

(3) 育児休業の取得状況

(令和6年度)

	育児休業承認期間							取得者数
	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	部分 休業	
男性職員 (人)	6	2	0	0	0	0	0	8
女性職員 (人)	0	0	1	10	16	0	1	28
合計	6	2	1	10	16	0	1	36

(注) 男性職員は産後パパ育休を含むため、取得者数が重複している場合があります。

5 職員の分限、懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(令和6年度)

処分事由	処分の種類	降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)	合計 (人)
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	11	0	11
必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0	0
定数の改廃、予算の減少により過員を生じた場合		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
計		0	0	11	0	11

(2) 懲戒処分の状況

(令和6年度)

処分事由	処分の種類	戒告 (人)	減給 (人)	停職 (人)	免職 (人)	合計 (人)
法令に違反した場合		0	1	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		0	1	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	1	0	1
計		0	2	1	0	3

6 職員の研修及び勤務評定の状況

(1) 職員の研修に関する状況

(令和6年度)

新採用者研修、基本研修及び選択研修	開催地	日 数 (日)	参加人員 (人)
新採用者研修（前期）	青森市	4	15
新採用者研修（後期）	青森市	3	15
主事・技師研修	青森市	2	12
主査研修	青森市	2	1
主査第2部研修	青森市	2	8
主幹研修	青森市	2	4
管理者入門研修	青森市	2	3
課長研修	青森市	2	1
60歳職員研修	青森市	1	3
(選択研修)法制執務研修	オンライン	2	1
(選択研修)わかりやすい話し方・説明のしかた研修	青森市	1	1
(選択研修)クレーム対応研修	青森市	1	1
(選択研修)リスクマネジメント研修	青森市	1	1
(選択研修)ワンペーパー資料作成術研修	オンライン	1	1
(選択研修)交渉力向上研修～WIN・WINの交渉術～	青森市	2	2
(選択研修)独創力の鍛え方・コンセプトの作り方研修	青森市	2	1
(選択研修)人と組織のマネジメント力向上研修	青森市	1	1
(選択研修)職場の業務の見直し・スリム化研修	青森市	1	1
(選択研修)クリティカルシンキング研修	青森市	1	2
(選択研修)協働力向上研修～ファシリテーションによる対話術～	青森市	1	1
市町村税務新任者研修	青森市	3	3
市町村民税研修	青森市	2	2
市町村固定資産税研修（土地・家屋）	青森市	3	1

市町村固定資産税研修（償却資産）	青森市	2	1
道路事業一般研修	青森市	2	1
用地職員新任者研修	青森市	4	1
青森県都市計画研修	青森市	2	1
メンタルヘルスに関する研修			1
人事評価初任者研修			2
市町村緊急行政課題研修	オンライン	1	1
人材育成基本方針に関する研修			
自治振興セミナー	オンライン	1	1
管理者セミナー	オンライン	1	2
圏域職員政策提言事業	弘前市	—	1
(圏域) ハラスメント防止研修	弘前市	1	1
(圏域) クレーム対応力向上研修	弘前市	1	1
(圏域) ハードクレーム対応研修	弘前市	1	2
(圏域) ワンペーパー資料作成術研修	弘前市	1	2
(圏域) 文書作成能力向上研修	弘前市	1	2
(全国建設研修センター) 道路管理研修	東京都小平市	4	1
(JIAM)自治体マネジメントのための地方公会計実務	滋賀県大津市	4	1
(JIAM)自治体の広報	滋賀県大津市	3	1
(JIAM)自治体における DX の推進	滋賀県大津市	3	1
(JIAM)これからの農業を考える	滋賀県大津市	3	1
日本経営協会 NOMA オンライン研修（各種）	オンライン	1～2	4
地方公共団体情報システム機構オンライン研修（各種）	リモートラーニング		7
社会福祉主事資格認定通信課程	オンライン・ 中央福祉学院	5	2
(府内)新採用職員行政研修	府内	2	16
(府内)ソリューションフォーカス研修	府内	1	16
(府内)法制執務研修	府内	1	10

(府内)ゲートキーパー研修（健康推進課と共に）	府内	1	15
(府内)性的マイノリティ研修（企画課と共に）	府内	1	30
合計（人）			206

（2）人事評価に関する状況

（令和6年度）

種類	種類評定の内容	実施人数
定期評価	「黒石市職員の人事評価に関する実施規程」に基づき、全職員を対象に人事評価を実施しております。 ※中途採用職員及び育児休業等を取得中の職員は除く。	270人
特別評価 (条件付採用期間の評価)	条件付採用期間中の職員に対して採用から5箇月経過後に人事評価を実施しております。	17人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等に関する状況

(令和6年度)

事 業 名	内 容 等	
40歳以上・35歳の職員健診	理学的検査、身体計測 貧血検査 生科学的検査（肝機能、血中脂質、血糖） 尿検査 心電図検査 胸部X線 視力、聴力検査	受診者数 154人 152人 152人 153人 154人 153人 154人
39歳以下(35歳を除く)の職員健診	理学的検査、身体計測 尿検査 胸部X線 視力、聴力検査	受診者数 115人 115人 113人 115人
その他の検診	日帰りドック（30歳以上） 脳検診（40歳以上） 雇入時健診	受診者数 72人 18人 44人

(2) 厚生事業に関する状況

職員の福利厚生については、黒石市職員互助会、黒石病院職員互助会が職員相互の親睦と福利の増進を目的として、黒石よされ流し踊りへの参加、スポーツ大会の実施、各種助成事業を実施しています。

なお、職員互助会の運営は、会員の会費だけで行っております。

8 青森県人事委員会の業務の状況

項 目	状 况
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	令和6年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。
不利益処分に関する不服申立ての状況	令和6年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。